

三重おもいやり駐車場利用証制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、歩行が困難な方の外出を支援し、社会参加を促進するため、車いす利用者用駐車区画等を利用できる方を明確にするとともに、当該区画を利用できる方に利用証を交付する三重おもいやり駐車場利用証制度（以下「利用証制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 車いす利用者用駐車区画 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第17条第1項に規定する車いす利用者用駐車施設をいう。
- (2) おもいやり駐車場 駐車場の設置者又は管理者（以下「施設管理者」という。）の届出に基づき、県が第3条第3項の規定により登録を行った歩行が困難な方のための駐車区画をいう。

(駐車場の登録等)

第3条 施設管理者は、利用証制度に協力しようとするときは、県におもいやり駐車場登録届出書（様式第1号）を提出するものとする。

2 前項において施設管理者が登録を届け出る駐車場は、次の各号のいずれかに該当する駐車区画とする。

- (1) 車いす利用者用駐車区画
- (2) 思いやり駐車区画の設置等に関する要綱(平成21年4月1日)第3条の規定に基づき設置された思いやり駐車区画
- (3) 前2号に掲げる以外のもので、位置及び構造が、歩行が困難な者の利用に適した駐車区画

3 県は、前項の届出書が提出されたときは、届出書に記載された駐車場をおもいやり駐車場として登録を行うものとする。

(利用証の交付対象者の範囲)

第4条 三重おもいやり駐車場利用証（様式第2号。以下「利用証」という。）の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、歩行が困難であって、別表第1に掲げる区分ごとに定める交付要件に適合する者とする。

- (1) 障がい者
- (2) 要介護高齢者等
- (3) 難病患者
- (4) 妊産婦等
- (5) けが人
- (6) 前各号に掲げる者のほか、歩行が困難であるために、特別な配慮が必要と認められる者

（利用証の交付申請）

第5条 利用証の交付を受けようとする者は、三重おもいやり駐車場利用証交付申請書（様式第3号）により、県に申請をするものとする。

ただし、利用証の交付事務に協力する市町においては、利用証の交付を当該市町に申請することができるものとする。

2 前項の規定により申請をする者（以下「申請者」という。）は、当該申請の時に、別表第2に掲げる区分ごとに定める提示すべき確認書類等を提示しなければならない。

（利用証の交付）

第6条 県は、申請者が交付対象者であると認めたときは、申請者に対して利用証を交付するものとする。

ただし、利用証の交付事務に協力する市町においては、申請者が交付対象者であると認めたときは、申請者に対して利用証を交付することができるものとする。

2 利用証の有効期間は、別表第1に掲げる区分ごとに定める有効期間とする。

（利用証の使用）

第7条 利用証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、おもいやり駐車場を利用するときは、利用証を車両前部の外側から容易に識別することができる位置に掲示しなければならない。

2 第4条第4号に規定する妊産婦等に交付された利用証は、有効期間中に生後1年6か月未満の乳幼児を同乗させる場合に限り、母親以外の者も使用できるものとする。

なお、妊産婦のみでの使用は、産後6か月までとする。

(利用証の再交付申請)

第8条 利用者は、利用証の紛失、破損等により利用証の再交付を受けようとするときは、三重おもいやり駐車場利用証再交付申請書(様式第4号)により、県に申請をするものとする。

ただし、利用証の交付事務に協力する市町においては、利用証の再交付を当該市町に申請することができるものとする。

(利用証の再交付)

第9条 県は、申請者が交付対象者であると認めたときは、申請者に対して利用証を再交付するものとする。

ただし、利用証の交付事務に協力する市町においては、申請者が交付対象者であると認めたときは、申請者に対して利用証を交付することができるものとする。

(利用証の返却)

第10条 利用者は、利用証の有効期間が満了し、又は利用証を使用する必要がなくなったときは、利用証を速やかに利用証交付窓口に返却するものとする。

2 県は、利用者が次の各号のいずれかの場合に該当するに至ったときは、当該利用者に対して利用証の返却を求めるものとする。

(1) 第4条に規定する交付対象者でなくなった場合

(2) 利用証を他人に貸与し、使用させ、又は譲渡した場合(妊産婦に交付された利用証を生後1年6か月未満の乳幼児を同乗させる母親以外の者が使用する場合を除く。)

(3) 利用証を重複して取得した場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、利用証制度の運用に支障を生じさせた場合

(他の制度等との調整)

第11条 次に掲げる駐車場利用証又は標章のいずれかの交付を受けている者は、おもいやり駐車場を利用することができる。

- (1) 「身体障害者等用駐車場の適正利用を図るための制度に基づく利用証の相互利用に関する合意確認書」により相互利用を認めた他の地方公共団体が発行する駐車場利用証
 - (2) 三重県道路交通法施行細則（昭和43年12月27日三重県公安委員会規則第3号）第6条第2号ソに規定する標章
- 2 施設管理者は、前項の他の地方公共団体が発行する駐車場利用証又は標章が利用証と同一の効力を有するものとして取り扱うものとする。ただし、前項第2号に規定する標章にあつては、利用証と同一の効力を有する期間を平成25年9月30日までとする。
- （その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 思いやり駐車区画の設置等に関する要綱（平成21年4月1日）は、平成24年9月30日をもって廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月4日から施行する。
- 2 第4条第4号に規定する妊産婦等の有効期間の変更により、必要な事務処理等に関する経過措置については、別途規定を定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。